

諸手当等の押印見直しに係る様式改正の概要について

1 今回の改正の大枠について

(1) 申請者の届出印：廃止

学校内で書類等のやりとりが完結しており、本人確認等が比較的容易なため廃止しました。

様式第1

扶養親族届

年 月 日提出

(任命権者又はその委任を受けた者)様

勤務公署名

職名

氏名

印

様式第1

扶養親族届

年 月 日提出

(任命権者又はその委任を受けた者)様

勤務公署名

職名

氏名

印

例：扶養親族届（扶養手当）

(2) 公印：廃止

(3) により学校長が確認（認定）したこととなるため、廃止しました。

年 月 日受理

上記のとおり認定する。年 月 日

所属長

取扱者

印

年 月 日受理

上記のとおり認定する。年 月 日

所属長

取扱者

確認欄

例：扶養親族届（扶養手当）

(3) 確認(決裁)欄：原則署名

県立学校及び課所館については文書管理規程等の改正により、令和3年4月1日より紙での起案に対しての決裁方法が署名に限定されることとなりました。

各市町村立小中学校等においても、それに倣い原則署名によることとします。

年 月 日受理

上記のとおり認定する。年 月 日

所属長

取扱者

印

年 月 日受理

上記のとおり認定する。年 月 日

所属長

取扱者

確認欄

例：扶養親族届（扶養手当）

(4) 台帳の所属長確認欄：原則署名

(3) と同様

2 扶養手当の月額の認定（支給額の決定）

支給開始（終了）

支給額決定時期

配属者

配属者・子以外

子

うち専任期間に当たる子の数

扶養手当の月額

認定等の事由

認定（確認）年月日

職名・氏名

印

2 扶養手当の月額の認定（支給額の決定）

支給開始（終了）

支給額決定時期

配属者

配属者・子以外

子

うち専任期間に当たる子の数

扶養手当の月額

認定等の事由

認定（確認）年月日

職名・氏名

確認欄

例：扶養手当認定簿（扶養手当）

(5) 県の組織以外の第三者が証明する様式：原則証明者の連絡先を記載

原則として、押印は不要とし、証明者の連絡先を記載することで、真偽性を担保するものとします。ただし、証明者が市区町村等である場合には、電話等での照会が困難であり、

真偽性の確保が十分でないことから、従前どおり押印によるものとなります。

扶養・家族手当等は支給しておりません。

扶養・家族手当等は支給しておりません。

旧形式の証明書の例

新形式の証明書の例

連絡先

例：扶養・家族手当等に関する証明書（扶養手当）

2. 諸手当等に係る主な改正内容について

別紙2「代表的な様式の改正部分の記入例」や改正した各通知等も併せてご確認ください。

（参考）「署名」と「記名」について（埼玉県の「文書事務の手引き」より）

※署名 決裁行為における署名とは、姓の全部または姓名の全部を自署することを指します。姓又は名の一部の文字を丸で囲んで書いたり、「了」、「OK」と書いたりすることは認められません。

記名 文書などに作成者（作成名義人）の責任を明らかにするために姓名を書くことを指します。「署名」とは異なり、他人が書いても印刷しても良いとされます。

（1）通勤手当関係

① 「通勤届」について

- ア 申請者の押印を不要とした。
- イ 公印の押印を不要とした。
- ウ 「取扱者認印」欄を「取扱者確認欄」へ改め、確認を原則署名によることとした。
- エ 国の改正に合わせ、記入上の注意の記載を一部改めた。

② 「新幹線鉄道等利用確認書」について

「確認者印」欄を「確認欄」へ改め、確認を原則署名によることとした。

（2）住居手当関係

① 「住居届」について

（1）①ア～ウと同様。

② 「住居手当認定簿」について

認定権者の㊟を「確認欄」へ改め、確認を原則署名によることとした。

（3）扶養手当関係

① 「扶養親族届」について

(1) ①と同様。

② 「扶養手当認定簿」について

「所属の長の認定（確認）欄」の「認印」欄を「確認欄」へ改め、確認を原則署名によることとした。

③ その他の様式について

ア 申請者の押印を不要とした。

イ 県以外の第三者が証明する場合は押印を不要とし、証明者の連絡先を記入することとした（ただし、市区町村が証明を行う場合には、従前どおり証明者の押印を必須とした）。

(4)管理職員特別勤務手当関係

① 「管理職員特別勤務実績簿」について

ア 従事者の「印」欄を「確認欄」へ改め、原則署名によることとした。

イ 所属長が確認したことを示す手段を押印に限定していたところを、原則署名によることとした。

(5)単身赴任手当関係

① 「単身赴任届」について

ア 所属長の押印を不要とした。

イ 公印の押印を不要とした。

ウ 「取扱者認印」欄を「取扱者確認欄」へ改め、確認を原則署名によることとした。

エ 国の改正に合わせ、記入上の注意の記載やレイアウト等を一部改めた。

② 「単身赴任手当認定簿」について

「所属長決定（改定）」欄の㊟を「確認欄」へ改め、確認を原則署名によることとした。

(6)特殊勤務手当関係

① 「兼務の承認について（申請）」について

公印の押印を不要とした。

② 「特殊勤務手当実績簿（１）」、「特殊勤務手当実績簿（２）」について

ア 従事者の押印を不要とした。

イ 決裁欄を押印に限定していたところを、原則署名によることとした。

③ 「実習等指導手当に係る実績簿」、「教育業務連絡指導手当に係る実績簿」、「夜間学級担当手当に係る実績簿」について

「確認印」欄を「確認欄」へ改め、確認を原則署名によることとした。

(7)教員特殊業務手当関係

① 「修学旅行等に関する実績簿」について

ア 従事者の押印を不要とした。

イ 決裁欄を押印に限定していたところを、原則署名によることとした。

② 「部活動・対外運動競技等に関する実績簿」について

①と同様。

(8)復帰復職調整関係

① 「復職等に伴う給料調整について（内申・具申）」について

ア 学校長及び市町村教育委員会教育長の公印の押印を不要とした。

イ 「教育事務所等受付印」欄を廃止した。

ウ 添付書類として出勤簿の写しに所属長の原本証明を求めているものを不要とした。

(9)旅費関係

① 旅行命令簿関係

ア 「旅行命令簿」について

a 旅行者の押印を不要とした。

b 「旅行命令権者認印」欄を「旅行命令権者」欄へ改め、確認を原則記名によることとした。

イ 「普通旅費請求書」・「普通旅費支給明細書」について

a 「請求印」欄を「(参考) 請求者確認」欄へ改め、旅行者の押印等を必須ではないものとした。

b 「旅行命令権者認印」欄を「旅行命令権者承認」欄へ改め、確認を原則記名によることとした。

ウ 「普通旅費請求（受領・支給明細）書（児童生徒引率旅行用）」

a 旅行者の押印を不要とした。

b 「旅行命令権者認印」欄を「旅行命令権者承認」欄へ改め、確認を原則記名によることとした。

エ 「旅費請求書集計表について」

「学校名・コード（ゴム印使用）」欄の左隣に「市町村名」欄を追加した。

オ 「市町村立学校職員に係る旅行命令簿、旅費請求書等の記入要領」について

上記ア～エの様式改正に伴い、併せて記入要領の改正を行った。

② 旅費口座振替申出書関係

ア 「旅費口座振替申出書」について

申請者の押印を不要とした。